

1項3目の建設総務費に時間外手当、住居手当等68万円を増額し、4款1項1目の建設総務費に寒冷地手当1万4,000円を増額いたすものでございます。

6ページから8ページにつきましては、給与費明細書となっております。

9ページのキャッシュフロー計算書でございますが、こちらもこのたびの補正を加味して資金の期末残高を673万6,000円と見込んだものでございます。

以上が令和2年度長井市水道事業会計補正予算第3号並びに令和2年度長井市下水道事業会計補正予算第4号の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度長井市各会計補正予算案 に関する総括質疑

○梅津善之委員長 概要の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、ご指名いたします。

浅野敏明委員の総括質疑

○梅津善之委員長 順位1番、議席番号7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 おはようございます。共創長井の浅野敏明でございます。

それでは、早速、予算総括質疑を行いたいと思います。

1番目の質問は、長井市農村地域産業導入実施計画変更業務についてご質問いたします。

7款1項4目企業振興費、101企業誘致・受

注拡大等に資するネットワーク形成事業、長井市農村地域産業導入実施計画変更業務委託料18万7,000円減額の関連でご質問します。

産業活力推進課長からの当初予算における長井市農村地域産業導入実施計画変更業務委託の概要の説明では、長井市北工業団地や空き工場の情報を整理するとともに、新産業団地構想の具体的な進め方について検討していくための業務委託との説明がありました。

この計画は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、以降、農村産業法とします、に基づき、農業とその導入される産業と均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化を目指すことが目的とされており、本市の産業基盤を構築する上で重要な計画だと思います。

実施計画変更の概要と減額になった理由について、産業活力推進課長に伺います。

○梅津善之委員長 佐々木勝彦産業活力推進課長。

○佐々木勝彦産業活力推進課長 初めに、農村地域産業導入実施計画の変更の概要についてお答えいたしたいと思います。

成田地区の長井北工業団地は、昭和47年に農村地域工業等導入促進法、いわゆる農工法によりまして、産業導入地区として指定を受けた農工団地でございます。農業と工業との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図るため、農地転用に係る配慮等が支援されてきました。

この農工法では、企業立地を促進する業種の導入計画、また、新たな雇用の創出と農業と産業の一体的な振興を図るための地区整備計画を市町村が作成することを定めておりまして、本市におきまして、長井北工業団地農村地域産業導入実施計画書を作成しているところでございます。現在この区域には、市所有の未利用地はなく、未操業の企業用地はございますけれども、民地であるため、その利用は所有者の意向によるものとなっております。また、今後、農地の貸出しや売却の動きも見込まれない状況でござ

います。

そのため、長井北工業団地には企業誘致をすすめるために可能なまとまった用地がなくなったことから、未利用地を整理しまして、企業が立地しない箇所を計画から除き、計画の現況整理を行い、この区域での企業誘致を完了する手続が必要になっているところでございます。さらに、道路整備等により、土地形状も変わっておりまして、計画に反映させることも必要になっていると考えております。

一方で、重要事業といたしまして、今泉エリアを想定した新たな産業団地整備の構想を進めているところでございます。整備が進みます東北中央自動車道と新潟山形南部連絡道路によりまして、交通の利便性が高まる交通の要所と見込まれます。この新潟山形南部連絡道路と国道113号線の結束点エリアが置賜の広域的な波及も期待できる企業集積の適地と考えているところでございます。本市の農地は急傾斜部を除くほとんどが優良な農地でございますが、高規格道路の出入口や病院などの立地によりまして、市街地化の傾向がある農地には農地転用の許可が特例的に取り扱われているということも期待しているところでございます。

現在、農工法は昭和63年に改正を経まして、平成29年に農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、いわゆる農村産業法に改称しております。この農村産業法では、既存の農工団地を完了しないと次の農地を活用しまして用地確保、つまり産業団地整備が難しい制度となったところでございます。したがって、長井北工業団地の現況整理をした上で、新たな今泉エリアを追加する現計画の変更が必要になっておりまして、これが長井市農村地域産業導入実施計画の変更になるものがございます。

なお、農村地域の産業導入実施計画には、産業を導入すべき区域、導入すべき産業の業種及び規模などを反映すべき点が定められておりま

すので、今年度は新たに追加する今泉エリアにおける対象地域の概要と特性、工業等への就労計画、導入業種の決定、工業導入地区の面積規模の決定、工業出荷額の目標の算出、工業等導入地区選定の経緯などの事前の調査を行っているところでございます。さらに、令和3年度に工業及び農業振興の方向、工業等導入の実施必要性などを定めまして、変更実施計画素案を作成させるスケジュールを進めてるところでございます。実施計画素案の作成後に事前相談を踏まえて変更実施計画といたしまして、いよいよ農振除外等の手続のための関係各所との調整、用地買収や造成というふうに進めるようなスケジュールになるかと考えてるところでございます。

続きまして、長井市農村地域産業導入実施計画変更業務委託料の18万7,000円減額の理由につきましてでございますが、これは入札に伴う請差によるものがございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 詳しく説明していただきました。長井北工業団地が一応完結した上で新産業団地を整備するっていうようなことで分かりました。

この実施計画の変更については、これは認可が必要になるかと思いますが、それは山形県、それとも農林水産省になりますか。

○梅津善之委員長 佐々木勝彦産業活力推進課長。

○佐々木勝彦産業活力推進課長 県との協議を踏まえて、国のほうに申請するというものがございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 分かりました。円滑に進めるようよろしくお願いいたします。

この農村産業法は、それまでの農村地域工業等導入促進法から工業を産業に改称にし、これまで支援対象業種を工業など5業種に限定されていたものをサービス業などにも拡大して、平

成29年に法改正されております。

また、土地利用規制を緩めて地域の幅広い新規事業を支援するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、以降、地域未来投資促進法とします、が同年に法改正され、地域の成長産業に対しての投資を通して、地域経済の成長を図り、観光、農林水産、成長ものづくり分野を活発にするため、農村産業法による工業団地等の整備が円滑に行われるよう、国の行政機関の長または都道府県知事は、農地法の規定に係る許可等の申請に当たっては、適切な配慮をするものとするとしております。

さきの9月定例会の一般質問で、新産業団地整備の見直しについての質疑で、産業参事からは、長井市北工業団地区域内の計画の見直しと新産業団地の候補とする今泉地区を現計画に追加するための調査を準備していること及び農振除外や農地転用の手続が必要になることや農業の振興を図りながら、産業団地の整備と誘致企業の確保の調整が大変だとの答弁をいただきましたが、農村産業法の改正や地域未来投資促進法の改正により、農振除外や農地転用が円滑に進められるのではないかと思います。

農地調整が大変になる具体的な内容について、産業参事にお伺いします。

○梅津善之委員長 藁谷 尊産業参事。

○藁谷 尊産業参事 具体的な課題ということでございます。先ほど委員からお話ありましたとおり、農工法から農村産業法に改正されたということで、農村地域への導入を促進する産業の業種の限定が廃止された。また、土地利用の措置として、農地転用の、これも委員おっしゃるとおりに配慮、あと予算上や税制上、金融上の措置など、計画達成のための支援措置が講じられることになりました。

一方で、産業を導入する基本的なスキームについては変わらないとされておりますが、優良

農地を確保する観点から、これまで以上にその前段階に土地利用調整に対する配慮がきめ細かく求められております。また、面的な整備を行った農地に対しては、農振除外ルールを厳格化するなども求められております。

具体的な配慮する土地利用調整としましては、まずは遊休農地を優先的に活用するというのがありまして、それを把握するというのが必要であるということとか、具体的な立地ニーズや事業の確実性を踏まえて区域を設定するということや周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用を損なわないようにすること、農地中間管理機構関係事業の取組に支障が出ないようにすることが国のほうから示されております。

ご質問にありましたとおり、いわゆる地域未来促進法につきましては、改正農村産業法と同じく成立されたものでございますけれども、これによって農地の転用が緩和されたとも言われておりますけれども、これも委員おっしゃったとおりで、適切な配慮ということであるため、許可者につきましては、配慮を求めることにつきましては、可能ではございますけれども、農地転用の許可に当たってはこれまでどおり厳格なルールの下で検討されていると考えております。

また、一昨年でございますけれども、農林水産省のほうに担当職員の者が出向きまして、いろいろとアドバイスをいただきました。その際も農振除外や農地転用を相談する前提としましては、立地を予定する企業を示すよう指導を受けたところでございます。実施計画には具体的な企業を想定して団地の要素を決定することが必要と考えております。そのため、昨年度におきましても、議会の中でも答弁させていただいておりますけれども、企業調査専門員を配置しまして、地域企業の工場の拡張や移転の立地動向、新産業団地へのニーズを把握することを目的に、市内製造業45事業所を調査してまいりました。その結果、約3割の企業が新産業団地の整備が

必要だとご回答をいただいているところがございます。

令和元年度には用地を取得している市内企業の把握のため、企業訪問を行っておりますが、事業拡大の計画のある市外の企業への訪問なども行っております。誘致企業の確保が今後大きな仕事であり、まだまだ情報不足ではありますが、引き続き企業訪問を継続しながら、その意向と誘致に向けた働きかけを行ってまいりたいと考えております。

そのほかにも地域の住民、地権者に対する説明と調整、工業排水や上水道の整備、団地整備に要する財源確保を含め、多くの課題を解決していかなければならないと感じております。

なお、産業団地の規模につきましては、今後の誘致企業の規模によって決定されますけれども、農地法の手続上では、農業振興地域の農用地以外を許可する場合、4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可、4ヘクタール以下は知事許可で、かつ2ヘクタールを超え4ヘクタール以下は農林水産大臣の協議が必要となっております。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 課題も結構多いようですので大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

そうすると、市内の企業の集積を図ることと、それから誘致企業、その面積によって産業団地の規模も決まるということでしょうか、イコールですか、整備してから企業誘致という形にはならないということですか。

○梅津善之委員長 藁谷 尊産業参事。

○藁谷 尊産業参事 基本的に計画を策定する上では、ある程度立地を想定した計画をつくらなくてはならないということございまして、あくまでも立地企業の要望を踏まえた計画をつくってくださいというのが法律の趣旨でございますので、まずはその辺の誘致企業の選定という

ところも重要な課題となっていると考えております。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 はい、分かりました。

第2期長井市まち・ひと・しごと創生総合戦略、以降、総合戦略とします。基本目標3長井市における安定した就業を創出するにおいて、安定した産業基盤の形成のため、産業の競争力強化や人材育成に取り組むことと若者の就きたい職業の希望をかなえるため、多様な仕事の創出に取り組むとしています。具体的な取組として、交通の利便性が高い地域に新産業団地を整備し、既存企業の業務拡大とともに、市外からの企業誘致に対応できる環境をつくるとしています。

ここでかつて長井町時代、町を挙げて大きな企業誘致を実現した歴史を紹介したいと思います。

平成17年8月に故竹田市太郎氏が発行された「本町の歴史」を見まして、若干触れたいと思います。

大正9年に郡是製糸長井工場誘致、昭和17年に東芝長井工場を誘致し、昭和21年に全国製薬東北工場、今の協同薬品工業株式会社になりますが、の誘致に成功しました。いずれも昭和47年に亡くなりましたが、町会議員上村辰五郎氏が長井町の産業振興と民生の発展のため、初志を貫徹し、気概と根気と誠意を尽くし、長井町の経済の基盤となる大きな企業を誘致されたと記しています。郡是製糸長井工場が創業されたのが大正9年ですので、今年でちょうど100年目になります。その土地にグンゼの関連企業である長井アパレル有限会社が閉鎖されることとなります。新たにグンゼ株式会社やグンゼ開発株式会社との関係が構築されますので、全く縁がなくなることにはなりません、ぜひ土地の貸借関係だけでなく、公共複合施設の管理運営との関わりや商業施設等の事業を展開してい

ただき、今後とも当市とのつながりを継続していただきたいと思ひます。

新産業団地については、本市の重要事業の要望として平成26年度から重要事業として取り組んでおり、今年で6年目になります。令和3年度長井市重要事業要望書では、新産業団地の整備に係る農地転用等の農林水産省との調整やその他の支援、2つ目、将来性にある産業分野の企業誘致に係る支援、3つ目、県外企業における本社機能の市内移転に係る支援の内容になっています。

先ほど藁谷産業参事からお話ありましたが、課題となっていた、物流に欠かせない交通の利便性については、新潟山形南部連絡道路における梨郷道路の完成も令和5年度に予定されており、ようやく長井市も高速道路ネットワークに入ることとなります。また、令和8年度には、広域道路である米沢長井道路が完成予定となっており、新産業団地の候補地として今泉地区は最適地だと思ひます。

かつて長井町の産業基盤を立て直すため企業誘致した時代の背景とは全く違ひますが、新産業団地の整備は企業誘致を促し、持続可能な地域経済の発展に大きくつながるものではないかと思ひます。市単独で用地買収が必要になることになつても、本市における将来への投資として整備すべきだと思ひます。

改めて新産業団地の整備と企業誘致の見通しについて、市長のお考えをお伺ひします。

○梅津善之委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 浅野委員から先ほど来、長井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の安定した就業を創出するというにつつましていろいろ説明をしていただきましたけれども、委員おっしゃるように、私も長井市のほうでは、平弘造前県議からも平成20年頃から置賜に山形県の工業団地がないと。ないのは置賜だけだから、ぜひ県の協力を得て新産業団地的なものを作る

べきではないかというような提言などをいただいております。

新潟山形南部連絡道路の梨郷道路が着工になったということで、したがって、その連結の最終の現道とぶつかる場所ですね、そこに新産業団地を造るということで、先ほど来、産業参事からもございましたように、特例で農振除外について、半径500メートル以内ですか、農地転用しやすいというような特例があるようでございます。それと同じように、隣の川西町では国道287号線と新潟山形南部連絡道路のインターチェンジのところが特例を使ってメディカルタウンしたいということの計画のようでございます。私どもとしては、かつて例えば協同薬品工業株式会社さんがなかなか長井市内にまとまった土地がないということで、平成の初めに川西町に立地されたり、あるいは今泉地区、時庭地区にある製造業なども、長井市内になかなか土地を見つけることができないということで飯豊町の東山工業団地に移転しております。今後も、長井市に立地してる企業が市外に、県外に移るといふ動きがいろいろ聞こえてまいりましたので、産業活力推進課長のほうからもございましたように、例えば製造業の場合でしたら工業用地とかそういったものの希望調書などを45社に取らせていただいたところ、3割ぐらいの企業が、十二、三社ってことだと思うんですが、必要だと答えておられるということから、これはぜひ市としても本格的に取り組むべきだということで今まで進めてきたところでございます。

問題は、まずは長井北工業団地、これをしっかりと終了する手続を取るということで、今回の減額の補正が出たわけでございますが、同時に今度、適地が今泉地区であるというふうには私どもは考えているわけですが、その際の規模をどうするかと。しかも新たな産業団地を造る場合は、どういう業種の企業、製造業もある

だろうし流通もあるだろうし、いろいろな業種があるかと思えます。それを具体的にある程度しっかりと計画の中に組み込んで、そこに立地するという可能性、予定を示しながら計画を立てていかないと、ここが大きな課題だと思っております。

現在のところ、私ども少しずつ動いておりますが、県内の企業でございますけれども、具体的に5ヘクタールぐらいの用地を購入して、今ある工場用地から移転するというものを検討してみたいというようなお話などもございまして、これを契機に、まずは用地はどこが適切かということもそういった企業を選んでいただきながら、加えてそれを中心に全体の構想案を立てて、そして営業をかけていかなきゃいけない。ですから、来年度については、企業誘致のための質的なものも必要になってくるのかなと思っております。

今国内の製造業のほう見てみますと、流れといたしましては、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大で、いわゆる日本国内のサプライチェーンの脆弱さが指摘されました。したがって、今回の地方創生臨時交付金の第1次補正でも大体2,500億円ぐらいと聞いておりますけれども、経済産業省のほうで海外から国内に製造拠点を移す場合、そういった補助をするということに随分企業が殺到したと。たちまちその予算なくなって、今後どういった動きが出るかですけれども、明らかに製造業部分でも全て海外じゃなくて、やはり国内にもきちっとした担保が必要だということの流れのようでございます。

したがって、大きくまずは市内の企業が本当に必要とするかどうかというのを計画を示しながら確認しなきゃいけないということと、浅野委員おっしゃるように、県のほうに要望してるわけですが、なかなか県自体は動こうとしません。長井市がするんだったら何らかのそういう法手続とか企業誘致などで情報提供などを

しますよというようなことはございましたけれども、したがって、今後は地方創生を実現するためには、地域内の産業の拡大、これは製造業に限らずでございますけれども、あるいは企業創業による新しい産業の創出が我々長井市のような地方都市としても必要だと考えております。

なお、隣の飯豊町では、リチウムイオン電池の研究所とそして株式会社デンソー山形が拡大しようということで、1,000人規模にしたいんだという話なども聞いておりますので、いずれにしろ隣の飯豊町のほうでもそんな活発な動きがありますし、あるいは川西町も含めて、ぜひ広域の市町村で連携しながらそういう立地を図るべきではないかなと考えているところでございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 詳しくご説明いただきましてありがとうございます。長井市の将来に向けた産業基盤の新産業団地でありますので、市長の行動力と人脈でぜひ成功にお願いしたいと思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。街路整備事業についてご質問いたします。

8款4項4目街路事業費、001街路整備事業県営事業負担金252万2,000円減額に関連してご質問します。

9月定例会の一般質問で都市計画道路桐町成田線の事業完成の見通しについて質問をいたしました。建設課長からは、令和3年度中の完成を予定していましたが、一部区間で用地補償等の問題があり、2年ほど遅れ、令和5年度完成を目指しているとの答弁をいただきました。当初計画では、平成29年度完成となっていましたから、大幅に完成予定年度が延びていることとなります。それを考慮すると幾らでも街路事業の進捗を早める必要があると思いますが、このたびの減額になった要因と事業概要について建設課長

にお伺いいたします。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 まずは現在の工事の進捗状況につきましてご説明申し上げます。

令和2年度予定しておりました全計画区間390メートルのうち、菜なポート付近から風林堂付近までの区間での電線共同溝の施工や道路改良工事は既に完了しております。歩道舗装及び無散水消雪工につきましても、予定どおり年度内に工事が行われる予定になってございます。

今回の減額になった要因と内容につきましては、用地取得の進捗が遅れ、またコロナ禍の影響等により、各種手続の認可が遅れたことが今回の減額の主な内容でございます。

なお、現在、各種手続は全て完了しております。また、国の補正により、次年度予定しておりました工区を前倒しで着手できる旨の情報がありましたことを併せてご報告申し上げます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 このたびは減額補正になりましたが、新たな補正で事業費がついたというように、さらに進捗を図れるというように、了解しました。

都市計画道路桐町成田線の幅員構成は、車道6メートルに両側に路肩1.5メートル、両側の歩道が3.5メートルで全幅16メートル、右折レーンがある交差点については全幅18メートルになります。新市庁舎が令和2年度に完成し、令和3年5月からは新市庁舎において業務が行われることとなります。桐町成田線から本町西1号線を動線として新市庁舎に移動する交通量も増加し、並行して高齢者による自転車や歩行者も増加すると思われます。現在、道路改良工事が進められていますが、一部区間については間もなく完成することになると思いますので、自転車、歩行者通行の安全対策も講じなければならないと思います。

道路構造令第10条の2第1項では、自動車の

交通量が多い道路における路肩では、自転車と歩行者の通行の安全を確保することが難しい場合も多いことから、自転車歩行者道を両側に設けると規定されていますが、都市計画道路桐町成田線における自転車の通行について建設課長に伺います。

もう1点、ほかの都市計画道路における自転車交通についても伺いいたします。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 お答えいたします。

自転車歩行者道、いわゆる自歩道につきましては、道路構造令において、専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するため、縁石線または柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分で、自転車1台、車椅子2台が擦れ違いができる幅員、最低3メートルと決められているところでございます。桐町成田線は両側に3.5メートルの歩道がございますので、自転車と歩行者が共用する自転車歩行者道での通行になります。

市内のほかの都市計画道路につきましては、自転車歩行者道で設計されたものは、ケーズデンキ付近からあかしあ橋付近までの掘切成田線、また白つつじ公園前の神明町花作町線がございます。ほかの都市計画道路は基準を満たしておりませんので、自転車通行は原則車道路肩部を通行することになりますが、公安委員会のほうで歩道の自転車通行を認めております区間も一部ある状況になってございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 そうすると桐町成田線については、自転車歩行者道の位置づけになるということよろしいですか。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 そのとおりでございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 次に移ります。特に長井南中学校、長井北中学校の生徒は、遠距離で通

学する地区もあることから、通学道路として都市計画道路、両側歩道3.5メートルの道路も含まれる箇所もあるかと思いますが、通行する際の指導はどのようになっているのか、学校教育課長に伺います。

○梅津善之委員長 目黒孝博学校教育課長。

○目黒孝博学校教育課長 それでは、質問にお答えいたします。

中学生の自転車の通行についてですが、歩道があつて自転車通行可の表示がある場合、それから車道の左側部分を通行することが困難な場合など、やむを得ないと認められる場合は、歩道を通行するように各学校で指導しております。市内の歩道があるところについては、ほとんど歩行者優先、自転車も通行可という標識がありますので、安全に通行するように指導しております。

加えてですが、歩道は歩行者が優先であることも指導しており、歩行者の通行を妨げることのないように注意喚起も併せて行っています。また、歩道がない場合は、車道の左側を通行するように確認を行っております。

なお、小学生の場合なんですけれども、自転車は車道の左側を通ることが決まりですが、子供が自転車に乗るときは、歩道を通ることができるということを自転車に乗る際の交通ルールとして教えています。あくまでも自転車は車道を通行することが原則なので、歩道を通行するのは例外であるということも確認した上で指導しております。

なお、市内の長井小学校ですけれども、3年生を対象に親子行事で自転車教室を開催して、実際に長井市内を自転車で走行し、交通ルールを親子で確認しながら自転車の乗り方について学んでいます。実際のコースの中には歩道もあつて、自転車通行可の標識があると。そういうところも確認しながら親子で自転車乗りについて確認しているところです。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 はい、了解しました。歩行者が優先というようなことで指導していることなど了解しました。

歩道を通行して歩行者と擦れ違いする場合、自転車はどちら側を通行するように指導しますか。

○梅津善之委員長 目黒孝博学校教育課長。

○目黒孝博学校教育課長 車道側というふうに指導しております。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 了解しました。

次に移ります。新市庁舎へのアクセスとして、都市計画道路桐町成田線から、現在工事中ですが、幅員構成は車道6メートル、両側路肩1.5メートル、片側歩道2.5メートル、全幅11.5メートルになっている本町西1号線を通る自転車や歩行者の通行も増加すると思われませんが、自転車の通行についてのお考えを建設課長にお伺いします。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 現在、施工中の本町西1号線につきましては、来年3月末の工期で進めておるところでございます。道路構造令におけます自転車だけが通行できる道路、自転車道につきましては、道路本線の設計速度が1時間につき60キロメートル以上で自動車との分離が必要な場合に設置されますが、市道の設置速度は1時間につき30キロから40キロでございますので、本町西1号線を含めまして、これに該当する市道はございません。

また、一部市道の通学路を除きまして、自歩道基準にもありませんので、公安委員会で歩道の自転車通行を認めている区間以外では、自転車通行につきましては原則車道路肩部を通行していただくこととなります。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 例えば車道路肩に停車、

駐車の車があった場合、危険回避のために歩道を通った場合は、これ交通違反になりますか。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 それは道路交通法のほうで認められております。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 私の認識と同じですので。

次に移ります。全員協議会において青木技監からは、新市庁舎に200台収容の駐輪場を建設するとの説明がありました。自転車による来庁者の増加を見込んでいるようですが、都市計画道路桐町成田線から新市庁舎へのアクセスとして、既存の本町西1号線を通ることになります。道路改良など予定がありませんので、本町西1号線についても特に交通弱者である自転車や歩行者通行の安全対策も講じなければならないと思います。青木技監のお考えをお伺いします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

先ほどの本町西1号線の幅員構成についてですが、車道部が6.0メートル、あと路肩部それぞれ1.5メートル、歩道部につきましては、片側ではなく両側歩道2.5メートルございますので、合計して全幅員が14メートルということで施工しているところでございます。都市計画道路桐町成田線につきましては、現在、本町西1号線とのT字路の部分の車道部が完了し、現在歩道工事を施工中でございます。

議員ご質問の桐町成田線から西裏線交差点までの本町西1号線の自転車や歩行者の安全対策でございますが、現況道路につきましては、路肩、車道部合わせて約9.0メートルの幅員がございます。消雪設備もございますので、暫定ではありますけれども、交通安全施設等整備事業で両側路肩部約1メートルぐらいにグリーンベルト地帯を設置したいと考えております。また桐町成田線と現在施工中の2つの市道は、非常に隣接する家屋がございまして、現実的に現道

拡幅というのは厳しい状況ですので、新市庁舎完成後の交通量を見極めた上で、歩行者防護柵等を設置して歩行者の安全を図っていく検討も必要と考えております。したがって、委員ご指摘の本町西1号線の自転車通行は、原則、車道路肩部を通行することになりますが、現道内での自転車通行帯の設置が可能かどうかについても併せて検討していきたいと考えているところでございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 グリーンベルトは有効だと思います。自転車についても交通量どの程度になるか分かりませんが、ぜひ今後、安全対策についても配慮をしていただきたいと思います。

市道西裏線の12時間通行量は、平成27年の交通量調査によりますと、自動車で4,784台、自転車で162台となっておりますが、新市庁舎への移転後や今後建設される公共複合施設の整備に伴い、アクセス道路として相当の交通量の増加が見込まれます。特に長井高校や長井工業高校への通学による自転車通行が多い道路でありますので、現況のままでは自転車と自動車などの追突による交通事故が心配されます。市道本町西1号線と西裏線の交差点の安全な通行を確保するには、信号機の設置は必要不可欠であると思います。信号機設置については長井警察署になるとと思いますが、どのように公安委員会と協議されているのか、市民課長にお伺いします。これが1点。

もう1点、併せて都市計画道路桐町成田線東側歩道から接続している本町西1号線の交差点に自転車が安全に横断するため、横断歩道に付帯した自転車横断帯を設置するべきだと思います。2点について市民課長のお考えをお伺いいたします。

○梅津善之委員長 金子 剛市民課長。

○金子 剛市民課長 本町西1号線と西裏線の交差点への信号機設置について、県公安委員会の

窓口となっています長井警察署交通課と協議をしております。

交通量の増大が見込まれることから、歩行者をはじめとする安全を確保するためにも、この設置は必要だというふうに考えております。引き続き強く信号機設置を要望してまいります。

次に、都市計画道路桐町成田線と本町西1号線のT字路交差点の横断歩道に自転車通行帯附帯の横断歩道についてですが、交通規制基準における対象となる道路について申し上げます。

4点ございまして、まず1つ、自転車道または普通自転車の歩道通行部分の指定が行われている道路と接続している交差点で、自転車の通行を連続して確保する必要がある場所。2つ目は、自転車の通行できない歩道橋などの付近で自転車の通行が多い場所。3点目は、自転車専用道路等が一般の道路と平面交差している場所で、特に必要と認められる場所。4つ目、その他自転車の横断が多いなど、自転車の安全を確保するため特に必要がある交差点とされています。以上のことから、自転車が車道を通行する道路の本町西1号線と桐町成田線との交差点の自転車通行帯附帯の横断歩道の設置は、桐町成田線及び本町西1号線の自転車の安全な通行の確保が前提となりますので、安全確保のためにも設置を要望してまいります。

また、歩行者及び自転車保護の観点からも、交通ルールの遵守、交通マナーについての啓発を含め、交通安全活動を進めていきたいと考えております。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 はい、分かりました。両方とも要望されるというようなことですが、今度新たな交差点になります新市庁舎へのアクセス道路、本町西1号線と西裏線の交差点については、長井警察署では危険性をどの程度認識されているのか、もしお分かりであればお伺いいたします。

○梅津善之委員長 金子 剛市民課長。

○金子 剛市民課長 今道路整備をしております道路管理者のほうで長井警察署のほうと協議をしている最中でございますので、詳しくは把握してございません。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 ぜひ設置されるようによろしく要望のほうお願いしたいと思います。

最後の質問になります。今後、高齢者の増加により、自転車通行も増加するものと思います。自転車の交通事故も心配するところですが、近年、自転車による対人事故が問題になっています。「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が令和元年12月に施行され、自転車損害賠償責任保険への加入義務が課されています。自転車通行帯を設けることで、対人事故を防ぐことができるのではないかと思います。新市庁舎へのアクセス道路における自転車通行の安全対策として、自転車通行帯を設置すべきだと思いますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○梅津善之委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

新市庁舎建設も11月末で80%の進捗率に達しまして、予想以上に広大な建物の外観も見えてきたところでございます。今後の公共複合施設や都市計画道路桐町成田線の完成を見据え、長井駅前地区のまちづくりという大きな面整備の意味で、国土交通省の都市構造再編集中支援事業として補助を受けて進めておりますが、東西に本町西1号線、南北に長井駅前線の新設道路を計画したことは、危険であるということや理由に膨大な予算は乱暴ではないかというような議員のご意見もございましたけれども、現在の民家と新市庁舎との狭隘さを見たときに、やはり新市庁舎と長井駅を行き止まりにしない回遊性や何よりも安全性の確保の意味で、決して間違っていなかったなと考えているところです。

沿線地権者の皆様には改めて感謝申し上げたいと思います。

その上で、この2本のアクセス道路の特に自転車通行の安全性に対する浅野委員のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、道路構造令における自転車道の定義でございますけれども、自転車だけが専用で通行できる道路、これは自転車道というそうでございますが、道路本線の設計速度が60キロで自動車との分離が必要な場合に設置されますけれども、市道の設計速度は30キロから40キロでございますので、これに該当する市道はございません。もう一つは、自転車歩行者道でございます。歩道部を自転車と歩行者が共用するもので、これは3.0メートル以上の幅員が必要となります。これは施工中の桐町成田線などの市街地の県道や小学校に隣接した市道の一部でございます。

現在、市道の場合、想定交通量から歩行者を対象とした歩道のみを設置となりますが、平成31年4月19日の道路構造令の一部を改正する政令において、「自転車通行帯の設置について」が施行されました。これは先ほどの自転車道が整備されていない状況下において、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯を規定しているようでございます。現在施工中のアクセス道路の路肩部は、両側にそれぞれ1.5メートルございますので、この部分を自転車通行帯にするかを今後の実際の交通量や公安委員会との協議の上、検討していきたいと考えております。

なお、もう一つ、県道の長井駅海田線ですね、こちらについては、本町終了後も引き続き街路事業に取り組んでいただくように県のほうにお願いしておりますが、こちらのほうが、新しい市道よりも今のところのほうが危ないように私は感じておまして、その辺が県のほうではなかなかいい返事をいただけないということで、

ちょっと危惧してるところでございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 いろいろ課題もあるようですけども、安全に歩行者、自転車が通行されるように、ぜひ今後ともご検討をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○梅津善之委員長 以上で通告による総括質疑が終わりました。

これから、各補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第109号 令和2年度長井市 一般会計補正予算第10号について の質疑

○梅津善之委員長 まず、議案第109号 令和2年度長井市一般会計補正予算第10号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第112号 令和2年度長井市 介護保険特別会計補正予算第3号に ついての質疑

○梅津善之委員長 次に、議案第112号 令和2年度長井市介護保険特別会計補正予算第3号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)